

表3 水質基準項目の検査頻度

No.	基準項目	水質基準値 (mg/L)	計画検査頻度(回/年)			法令で定める 頻度(回/年)	備考
			原水	浄水			
			表流水 地下水	浄水場 出口	供給点		
1	一般細菌	100 個/L以下	2	12	12	12	病原生物の代替指標
2	大腸菌(原水はMPN)	検出されないこと	2	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	2	-	4	4	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	2	-	4	4	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	2	-	4	4	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	2	-	4	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	2	-	4	4	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	2	-	4	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	2	-	4	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	2	-	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	2	-	4	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	2	-	4	4	
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下	2	-	4	4	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	2	-	4	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	2	-	4	4	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	2	-	4	4	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	2	-	4	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	2	-	4	4	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	2	-	4	4	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	2	-	4	4	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	消毒を 行った時 に生成す るもので、 原水では 検査を実 施しません。	-	4	4	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下		-	4	4	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下		-	4	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		-	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下		-	4	4	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下		-	4	4	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下		-	4	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		-	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下		-	4	4	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下		-	4	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	-	4	4	着色	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	2	-	4		4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	2	-	4		4
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	2	-	4		4
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	2	-	4	4	味
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	2	-	4	4	着色
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	2	-	4	4	味
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	2	12	12	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	2	-	4	4	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	2	-	4	4	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	2	-	4	4	カビ臭
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	2(※)	-(※)	4	発生時期に 月1回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	2(※)	-(※)	4		発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	2	-	4	4	臭気
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	2	-	4	4	基礎的性状
46	有機物等(TOC)	3 mg/L以下	2	12	12	12	
47	pH値	5.8以上 以下	2	12	12	12	
48	味	異常でないこと	2	12	12	12	
49	臭気	異常でないこと	2	12	12	12	
50	色度	5 度以下	2	12	12	12	
51	濁度	2 度以下	2	12	12	12	

※ 項目42、43の臭気物質は、船木浄水場の原水及び浄水は、毎週1回検査を行います。

クリプトスポリジウム等の検査

	項目	計画検査頻度(回/年)			
		表流水	地下水	浄水	給水栓
1	指標菌検査	12	12	-	-
2	クリプトスポリジウム検査	2	-	-	-